

令和8年6月1日  
支出負担行為担当官  
関東総合通信局長  
内藤 茂雄

## 見積書提出依頼書

### 1 調達件名及び数量等

調達件名：三浦電波監視センター引越し作業請負

数量等：仕様書のとおり

### 2 仕様書交付期間

令和8年6月1日（月）9時00分から令和8年6月11日（木）12時00分まで

### 3 見積書提出の締切日時

令和8年6月11日（木）12時00分まで

### 4 作成方法・提出先

#### (1) 作成方法

ア 見積書は代表者名で作成すること。

イ 代表者から委任を受けている代理人名義で作成する場合は、委任状を提出すること。

ウ 見積金額（税込）に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

エ 押印を省略する場合は、余白部に「業務責任者の役職・氏名・連絡先」、「担当者の役職・氏名・連絡先」の情報を必ず記入すること。

#### (2) 提出先

ア 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。

イ 郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。

ウ 電子メールで提出する場合には、調達件名を記載すること。

（郵送）〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

関東総合通信局 総務部財務課資材係

（電子メール）keiyaku-kanto@soumu.go.jp（◎を@に変換して送付すること。）

### 5 開札日

令和8年6月11日（木）（落札者等へは電話等で通知）

開札結果については、契約の相手方決定後速やかに局ホームページで公表します。

### 6 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

## 7 見積書の無効

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当局が変更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 参加資格のない者により提出された見積書
- (2) 提出締切日時までに到着しなかった見積書
- (3) 同一の者により提出された2通以上の見積書
- (4) 記載事項が不備な見積書
  - ア 金額が不明確なもの
  - イ 金額を訂正したもの
  - ウ 品名・数量等内容が仕様書と異なるもの
  - エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの
  - オ 見積者の氏名の判然としないもの
  - カ その他記載事項が不備又は判読できないもの
  - キ 明らかに連合によると認められるもの
- (5) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入手出来ない場合。

## 8 契約の相手方の決定について

- (1) 開札は契約担当者が行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とします。
- (3) 最低価格の見積書が2者以上あるときは、直ちに契約事務担当以外の職員がくじ引きにより決定するものとします。
- (4) 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき又は契約者となる者がいないときは、不調とします。

## 9 問い合わせ先

総務省関東総合通信局 総務部財務課資材係  
電話 03-6238-1654

## 仕様書

本仕様書は、総務省関東総合通信局総務部財務課が委託する「三浦電波監視センター引越し作業請負」（以下「作業」という。）に関して、請負者が実施すべき作業内容について定めたものである。

### 1 件名

三浦電波監視センター引越し作業請負

### 2 目的

関東総合通信局三浦電波監視センター（以下「三浦」という。）配置の文書・事務機器・電波監視機器等（以下「物品」という。）を関東総合通信局本局（以下「九段」という。）へ運搬することを目的とする。

### 3 主管課

関東総合通信局総務部財務課

電話 03 - 6238 - 1655

### 4 作業場所

(1) 発地 三浦：神奈川県三浦市初声町高円坊1691 三浦電波監視センター

(2) 着地 九段：東京都千代田区九段南1 - 2 - 1 九段第3合同庁舎23階

### 5 履行期限

令和9年1月15日（金）

### 6 作業日時

作業日：令和8年12月28日（月）

作業時間：9時から開始し、17時までに完了すること。

### 7 作業内容

作業内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 事前準備

運搬する物品については別紙（引越荷物一覧）のとおり

物品の総量、運搬経路、配置場所、養生箇所等を把握して作業計画を策定し、主管課の承諾を得ること。

なお、運搬経路、物品の積下ろし場所等その他の詳細事項は別途指示する。

作業に必要な段ボール箱、収納容器、粘着テープ、荷札、梱包材等を作業日の2週間前までに三浦へ納入すること。

なお、ノートPC、ディスプレイ、高額電子機器については、それぞれに適合する梱包資材を納入すること。

(2) 当日作業

(1) で策定した作業計画に基づき、作業を実施すること。

なお、詳細については、支障のない範囲において協議の上、決定する。

8 作業完了届の提出

作業完了後、完了報告書（別添）を作成し、速やかに主管課へ提出すること。

9 その他

(1) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針で定める引越輸送の判断基準に合致すること。

(2) 引越荷物運送保険に加入すること。

(3) 本作業に必要な資材は請負者が手配すること。

(4) 本作業に必要な各種申請手続きは、請負者が行うこと。

(5) 本作業の安全管理は、請負者の責任で行い、本作業の安全管理に関する責任者を選定し、関連法令に従って安全管理を行うこと。

(6) 本作業を行う際には、物品の搬出入の対象となる経路等の破損のおそれがある場所等について、養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生範囲などの使用については、主管課の管理担当責任者との十分な協議の上、決定すること。

(7) 作業終了後、梱包資材・養生資材・現場発生品等を回収し、作業場所の清掃を行うこと。また、作業終了後、履行期限までに梱包用段ボール箱を回収すること。

(8) 作業中に当局の所有物又は近隣所有物に破損を生じさせた場合には、速やかに主管課へ報告し、請負者の責任で原状回復を行うこと。

(9) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、主管課と協議の上、解決すること。

(10) 別途指定する期日までに立入届出書を主管課へ提出すること。

以上

作業完了届

年 月 日

関東総合通信局長 殿

受注者 住所 〒

氏名

下記のとおり作業が完了したので報告します。

記

件 名 三浦電波監視センター引越し作業請負

完了年月日 令和 年 月 日

以上

## 引越物品リスト

No	品名	数量	単位	備考
1	120サイズ段ボール	200	個	事前に三浦へ送付すること
2	長尺物	2	本	1本あたり、重量10kg以下・長さ2m以内
3	ノートPC	22	台	ACアダプタ・マウス付属 梱包資材を別途用意すること
4	22インチサイズディスプレイ	25	台	梱包資材を別途用意すること
5	大型測定器	11	台	大型のため、段ボールやプラコンに収納困難 要厳重養生
6	大型アンテナ	2	機	梱包済み 直径1.5m・厚さ0.3m程度・重量10k以下
7	手押し平台車	2	台	
8	キャビネット(90×45×180)	1	台	
9	冷蔵庫400リットルサイズ	2	台	
10	デスクチェア	1	脚	
11	電子レンジ	1	台	
12	非常食	3	個	段ボール箱入り
13	非常用飲料水	8	個	2リットル9本入り段ボール箱
14	プラコンコンテナ(45×55×65以内)	26	個	測定器等を収納したもの
15	トランクケース(スーツケース程度)	20	台	スペアナ、アンテナケース

作業日は令和8年12月28日(月)

段ボール箱。荷札は請負業者が事前に供給すること

ノートPC、ディスプレイについては、運搬に適した収納容器を用意すること

三浦庁舎は、2階建て(荷物エレベーターあり)

九段庁舎は、エレベーター使用可

長さ6m×幅2.3m×高さ3mを超える車両(高さ最大3.6mまで)は、1階通用口からの搬入となり、18:00以降の作業

長さ6m×幅2.3m×高さ3m以内の車両は、地下駐車場使用可

テレビ、冷蔵庫、電子レンジは、指定場所に設置し、通電を確認すること